

平成28年2月2日

広島大学教職員組合執行委員長
難波博孝様

広島大学理事（財務・総務担当）
松ヶ迫和峰

「労働条件通知書」への確認署名に関する要求について（回答）

2016（平成28）年1月29日付けで要求のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

要求内容 1

「労働条件通知書」に確認署名を得ようとする際は、その場での確認署名を強制しないこと。

（回答）

「労働条件通知書」に確認署名を得ようとする際には、労働条件について、労働者が十分に内容を理解することが必要ですので、その場で確認署名を強制することがないよう部局等の担当事務に周知、徹底します。